

平成22年度

国の施策並びに予算に関する最重点提案・要望

平成21年6月

大 阪 府

目 次

主要最重点要望

地域主権の実現

1

(内閣府、総務省、財務省、国土交通省)

最重点要望

1 . 国の責任において確保すべきセーフティネットの整備

2

(財務省、厚生労働省)

2 . 都市間格差の現状を踏まえた都市基盤整備の推進

3

(財務省、国土交通省)

3 . 誰もが安心して暮らせる大阪、活力ある大阪の実現

3

(内閣府、警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

4 . 迅速かつ効果的な新型インフルエンザ対策の推進

4

(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

地域主権の実現

明治以来、わが国に近代化と経済発展をもたらした中央集権型行政システムはもはや機能不全に陥っている。経済のグローバル化や少子化など社会経済環境が大きく変化するなか、従来どおりの手法では行政に対する住民ニーズの多様化に十分対応しきれない。今こそ中央集権体制を改め、国と地方の役割分担の抜本的見直しにより国のかたちを一から再構築し、地域主権を実現すべきである。

国がこれまで具体的な内容を明らかにしないまま地方に負担させてきた国直轄事業負担金について、情報開示に基づき負担金の対象範囲や基準の見直しがなければ支払はできない。

まさに中央集権型の国と地方の関係の象徴といえる国直轄事業負担金の問題を突破口に、地方の自立を妨げる補助金行政に切り込み、税源移譲をはじめ地方税財源の確立、国と地方の役割分担の抜本的見直しにより地方分権改革の歩みを進めていく必要がある。

大阪府においては自ら改革を進め、全国に先駆けて自己決定、自己責任による地域主権の実現を先導していく決意である。一方で国における分権改革の取り組みは、政府の地方分権改革推進委員会の「第三次勧告」が先送りになり、各省庁の抵抗が激しさを増すなどその行方に不安を抱かざるを得ない。改めて昨年度策定した「大阪発地方分権改革ビジョン」に掲げる自己決定、自己責任に基づく地域主権の実現に向け、国として以下の項目を盛り込んだ明確な地域主権型社会の将来像とそこに至る地方分権改革の工程表を明らかにすることを強く求める。

(1) 自治財政権の確立

地方税の充実強化に向け、国税と地方税との税収割合が少なくとも5対5になるよう、地方消費税を拡充し、地方法人特別税については早急に廃止すること。

地方における税率決定の自由度を高めるなど、課税自主権が一層発揮できる環境整備を行うこと。

国直轄事業負担金制度の運用改善にとどまることなく、制度そのものを廃止すること。特に維持管理負担金は来年度から廃止すること。

国庫補助負担金等については、地方の自由度を高めるため、必要な財源を移譲した上で、国庫補助率の引き下げ等ではなく補助自体を廃止・縮小すること。

大都市圏特有の行政需要に対応し、地方が安定した財政運営を行えるよう、地方交付税の充実強化を図るなど、必要な地方一般財源総額を確保すること。

(2) 自治行政権、自治立法権の確立

基礎自治体優先の原則に基づき国・都道府県、市町村の役割分担を見直し、大幅な権限移譲を進めること。あわせてこれにより国の出先機関については廃止、縮小を進めること。

地方が自らの判断と責任により事業を実施できるよう、国による画一的な義務付け・関与を見直すとともに、条例による法令の「上書き権」を認める新たな法律を整備すること。また、義務付け・関与の新設を地方の参画のもとチェックするシステムを導入すること。

最重点要望

1. 国の責任において確保すべきセーフティネットの整備

国と地方の役割分担を明確にする一方で、高齢者・障がい者をはじめ府民が必要なとき必要なサービスを受けられるよう、国の責任においてセーフティネットの整備をすすめること。

【救急医療・周産期医療・小児医療等の体制整備・制度の充実】

国がすすめてきた医療費抑制策等により脆弱化しつつある地域医療体制の確保・充実が急務である。このため適切な医師確保対策を推進するとともに、地域で救急医療や周産期医療等、重要な役割を担う医療機関の経営実態を踏まえ、診療報酬を抜本的に見直すなど必要な財政措置を講じること。とりわけ、救急勤務医支援事業について国負担率を引き上げるなど補助要件の緩和・拡大を図るとともに、小児初期救急センターの運営補助を拡充すること。

【福祉・介護人材不足の解消】

福祉・介護分野の人材不足に対応するため、今般、介護報酬等の見直しや緊急対策事業が創設されるなど、一定の措置が講じられることとなったが、今後、高齢化の進展等により福祉・介護サービスのニーズが増大、多様化することから、さらなる安定した質の高い人材の確保が求められる。ついては、これら施策を確実に人材確保につなげるため、その執行にあたっては、地域の実情に応じた都道府県の裁量に委ねるとともに、さらなる介護職員の処遇改善に向けた抜本的な方策や必要な財源措置を講じること。

【国における福祉医療費公費負担制度の創設等】

重度心身障がい者やひとり親家庭等の社会的弱者のための福祉医療費助成制度は、全自治体が単独事業として実施する事実上のナショナルミニマムであり、自治体ごとのサービス水準に格差を生じさせるべきではない。ついては、国において早期に制度化するとともに、それまでの間必要な財政措置を講じること。また、こうした地方単独事業を抑制するため実施している国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止すること。

2．都市間格差の現状を踏まえた都市基盤整備の推進

都市基盤の整備にあたっては、首都圏優先の基盤整備が進められることにより、大阪・関西との格差を助長することのないよう着実に推進すること。とりわけ、大阪・関西活性化のために不可欠な大阪湾ベイエリアの再生に向けて、関西圏のパネルベイ構想及び新エネルギー産業拠点の構想が進んでいることから、アジアの一大物流拠点として展開させるため必要な整備を行うこと。また、国土軸とベイエリアとの連携強化により国際競争力強化を図るため、幹線道路ネットワークの充実を図ること。

【関西国際空港】

関空の高コスト構造の要因となっている関空会社の1兆円超の有利子負債の大幅削減等、財務構造の抜本的改善策を国の責任において早急に講じ、阪神港とも連携した低コスト国際物流基地の整備等、利用コストの軽減を実現すること。

国家戦略的観点から2期事業を着実に推進すること。

関空と梅田・新大阪駅のアクセス時間の大幅短縮が可能となる「なにわ筋線」など、大阪ビジネス拠点から高速交通ネットワークへのアクセス改善について早期実現に努めること。

西の出入国拠点空港に相応しい航空ネットワークの構築を図るため、外国航空会社の活用も含めた、国内線の充実、乗継利便性の向上に向けた羽田＝関空線の増便など、必要な措置を講じること。また、羽田・成田空港で拡大する発着枠の配分にあたっては、関空の航空ネットワークへ影響が生じないように配慮すること。

【幹線道路ネットワーク】

わが国の大動脈として関西・中部・首都圏の連携強化を担う新名神高速道路の全線早期完成や、淀川左岸線延伸部の早期事業化による大阪都市再生環状道路のミッシングリンク（幹線道路の交通ネットワークが欠落した区間）の解消など、幹線道路の整備を推進すること。

3．誰もが安心して暮らせる大阪、活力ある大阪の実現

府民が安心して子どもを産み、育て、健やかに暮らせる環境づくりと、将来に向けた大阪の活力の向上のため、必要な施策を講じること。

(1) 子どもの「学び」と「はぐくみ」を支える教育施策の充実

子どもの「学び」と「はぐくみ」を支える教育を進めるため、教職員定数を改善するとともに、特別支援教育推進のための専門家の配置など必要な施策を実施できるよう、教育予算の充実を図ること。

児童生徒の安全の基盤となる私立学校を含む全ての学校施設の耐震化に向けた補助制度の拡充を図ること。

(2) 安全なまち大阪の確立に向けた警察力の充実・強化

府下における犯罪情勢は、刑法犯認知件数、街頭犯罪認知件数が減少するなど改善傾向にあるものの、ひったくり等の街頭犯罪が依然として高水準で推移するなど厳しい状況にある。府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するために、府民、自治体、関係機関・団体との連携と協働を一層強化した治安総合対策に取り組んでいるところであるが、現下の厳しい犯罪情勢に的確に対応していくためには、捜査等の警察活動を支援する警察装備の充実が必要不可欠であり、DNA型鑑定機材その他各種装備資器材の整備・拡充など警察力の充実・強化を図ること。

(3) 新エネルギー・バイオ等先端産業関連施策の大阪への集中投資

太陽光発電パネルなどの工場立地や高い技術力を有するものづくり企業の集積など、新エネルギー分野の潜在能力が高い大阪において、電気自動車のためのインフラ・社会システム整備や、新エネルギー関連の国際的大規模展示商談会の開催等、関連施策を集中投資すること。

大阪のバイオ産業の振興のため、現在、国の機関で実施している、新医薬品の製造販売承認後の製造管理・品質管理に係る調査を府でも実施できるよう措置するなど、必要な規制改革を推進すること。

4. 迅速かつ効果的な新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザへの対応は国の危機管理上重大な課題であることから、都市機能の維持にも留意しながら、弱毒性、強毒性それぞれの特性を踏まえつつ、国が強いリーダーシップを発揮して行動計画の見直しを行い、国民生活の安全・安心を確立すること。

今回の新型インフルエンザの発生に伴い、発熱外来の設置や個人防護具などの感染症防御装備の購入等、府が講じた対策について国として財政支援を行うこと。特に、学校園の休業措置に伴う修学旅行等の延期等によるキャンセル料については、保護者・生徒に負担がかかることのないよう、特段の配慮を行うとともに、生徒・児童が中傷などを受けた場合や不安をもった場合に対応するための心のケアを行うカウンセラー配置に対する財政支援を行うこと。

イベント等の自粛や人の移動の制限等の措置により、観光関連産業や幅広い中小企業等に経済的影響が懸念されることから、中小企業向け融資制度の創設など適切な支援措置を行うこと。

今後新たな新型インフルエンザが発生した場合には、その特性に応じた対策を実施できるよう毒性や感染力などを含めた医学的知見を早期に示すとともに、医療機関が安心して感染患者を受け入れられるよう必要な措置を講じること。また、今後再び感染が拡大する可能性もあることから、発生早期の段階において防止に効力のあるワクチンを開発し、接種できる体制を確立するとともに、抗インフルエンザウイルス薬のさらなる確保など万全な措置をとること。

鳥インフルエンザ等動物由来感染症の拡大を未然に防止するため、西日本の拠点として、獣医学科のある大阪府立大学において確定診断できる権限を設定すること。